

《BtoBプラットフォーム規格書 利用特約》

乙は、甲サービスのうちBtoBプラットフォーム規格書サービス（以下「本規格書サービス」といいます。）を利用する場合、サービス利用規約の本則及び乙が利用する甲サービスの種類・性質に応じて該当する特約の他、以下の特約に従い本規格書サービスを利用するものとします。

第1条（月額使用料の算定等）

1. 本規格書サービスの有料サービス（以下「本規格書有料サービス」といいます。）であるメーカー機能にかかる従量制プランにおける月額使用料の算定の基礎となる規格書の登録数は、乙による本申込時の届出に基づくものとします。
2. 乙は、本申込時に届け出た規格書の登録数、又は利用 ID 数等により決定された利用区分の変更を希望する場合は、甲所定の手続で利用区分変更の申し入れをするものとします。なお、当該利用区分変更において規格書の登録数を増加する場合は、当該利用区分変更の申し入れの日の属する月から適用されるものとし、その登録数を減少する場合は、申し入れのあった日の属する月の翌月から適用されるものとします。
3. 前項により、乙が規格書の登録数を減少する内容の利用区分変更を申し入れた場合において、当該利用区分変更が適用される予定であった月の1日の時点で、乙が登録している規格書数が変更後の利用区分で設定された規格書数を超過しているときは、当該利用区分変更は効力を失い、申し入れ前の利用区分が適用されるものとします。

第2条（解約）

乙が本規格書有料サービスを利用している場合、甲及び乙は、解約希望月の1ヶ月前までに相手方に対し甲所定の手続で解約の申し入れをすることにより、本規格書有料サービスの利用契約を解約できるものとします。

【規格書-4】